（任意継続加入者に係る異動報告等）

第三十三条の二　［略］

２　任意継続加入者に係る第一条の五、第一条の七、第二条第一項から第六項まで、第三条の二第二項、第三条の三第一項及び第二項、第四条の三第二項、第四条の九の三第一項、第四条の十一の二第三項並びに第四条の十三第一項及び第三項の規定の適用については、第一条の五中「当該学校法人等を経て、事業団に」とあるのは「事業団に」と、第一条の七中「加入者の資格を取得した者」とあるのは「任意継続加入者となつた者」と、第二条第一項から第六項まで、第三条の二第二項、第三条の三第一項及び第二項、第四条の三第二項、第四条の九の三第一項、第四条の十一の二第三項並びに第四条の十三第一項及び第三項中「当該学校法人等を経て、事業団に」とあるのは「事業団に」とする。

（前納された任意継続掛金の還付の手続）

第三十三条の六　法第二十五条において準用する組合法第百二十六条の五第三項の規定により前納した任意継続掛金の還付を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した書類を事業団に提出しなければならない。

一　［略］

二　任意継続加入者であつた者の氏名及び生年月日並びにその者の加入者証の加入者等記号・番号又は個人番号

三～六　［略］

２　［略］

（育児休業等の期間に係る掛金の免除の申出）

第三十四条　法第二十八条第二項の規定により掛金の免除の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。この場合において、当該記載事項については、当該学校法人等の証明を受けなければならない。

一　［略］

二　加入者等記号・番号

三～六　［略］

２　法第二十八条第二項の規定により掛金が免除されている者は、育児休業等の期間を延長し、又は前項第五号に掲げる育児休業等が終了する日前に育児休業等が終了した場合（同日の前日までに同条第四項の規定の適用を受ける産前産後休業を開始したことにより育児休業等を終了したときを除く。）には、次に掲げる事項を記載した申出書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。この場合において、当該記載事項については、当該学校法人等の証明を受けなければならない。

一　［略］

二　加入者等記号・番号

三～五　［略］

３　第一項（後段及び第四号を除く。）及び前項（後段を除く。）の規定は、法第二十八条第三項の規定により掛金の免除の申出をしようとする学校法人等について準用する。この場合において、第一項中「第二十八条第二項」とあるのは「第二十八条第三項」と、「当該学校法人等を経て、事業団に」とあるのは「事業団に」と、「加入者」とあるのは「育児休業等をする加入者」と、「加入者等記号・番号」とあるのは「前号の者に係る加入者等記号・番号」と、「所属する学校法人等」とあるのは「学校法人等」と、前項中「第二十八条第二項」とあるのは「第二十八条第三

（任意継続加入者に係る異動報告等）

第三十三条の二　［同上］

２　任意継続加入者に係る第一条の五、第一条の七、第二条第一項から第六項まで、第三条の二第二項、第三条の三第一項及び第二項、第四条の三第二項、第四条の九の三第一項、第四条の十一の二第一項及び第三項並びに第四条の十三第一項及び第三項の規定の適用については、第一条の五中「当該学校法人等を経て、事業団に」とあるのは「事業団に」と、第一条の七中「加入者の資格を取得した者」とあるのは「任意継続加入者となつた者」と、第二条第一項から第六項まで、第三条の二第二項、第三条の三第一項及び第二項、第四条の九の三第一項、第四条の十一の二第一項及び第三項並びに第四条の十三第一項及び第三項中「当該学校法人等を経て、事業団に」とあるのは「事業団に」とする。

（前納された任意継続掛金の還付の手続）

第三十三条の六　［同上］

一　［同上］

二　任意継続加入者であつた者の氏名及び生年月日並びにその者の加入者証の加入者番号又は個人番号

三～六　［同上］

２　［同上］

（育児休業等の期間に係る掛金の免除の申出）

第三十四条　［同上］

一　［同上］

二　加入者番号

三～六　［同上］

２　［同上］

３　第一項（後段及び第四号を除く。）及び前項（後段を除く。）の規定は、法第二十八条第三項の規定により掛金の免除の申出をしようとする学校法人等について準用する。この場合において、第一項中「第二十八条第二項」とあるのは「第二十八条第三項」と、「当該学校法人等を経て、事業団に」とあるのは「事業団に」と、「加入者」とあるのは「育児休業等をする加入者」と、「加入者番号」とあるのは「前号の者に係る加入者番号」と、「所属する学校法人等」とあるのは「学校法人等」と、前項中「第二十八条第二項」とあるのは「第二十八条第三項」と、「育児休業等